

# 令和6年度 監査計画

## 1 監査の基本方針

わが国の経済について、景気の現状を示す直近の基調判断（令和6年3月）は「景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している」とし、先行きについては、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある」とされており、国や地方公共団体を取り巻く財政環境についても厳しい状況が続いている。

本市の財政状況については、財政運営計画において財政収支見通しとして令和6年度から8年度の3年間で約27億円の財源不足になると見込んでいる。また、令和6年度当初予算を見ると、歳入の根幹をなす市税収入については、堅調な宅地開発等を背景に、固定資産税を含め市税全体で過去最大が見込まれているものの、一般会計および7つの特別会計を合計した予算規模は過去最大の額となり、市を取り巻く行財政環境は厳しい状況にあることには変わらない。こうした中、「第6次草津市総合計画」に掲げる『ひと・まち・ときをつなぐ 絆をつむぐ 健幸創造都市 草津』の実現に向けて、厳しい財政状況下ではあるものの、収支の均衡を図りながら着実に事業を推進することが求められている。

令和6年度の監査にあたっては、こうした現下の情勢を十分認識しつつ、草津市監査委員監査基準に基づき、公正不偏の立場から、「法令を遵守しているか」、「最少の経費で最大の効果をあげているか」、「組織および運営の合理化に努めているか」、「市民福祉の増進にどのように役立っているか」という基本的な視点から、次の内容を踏まえて監査を実施する。

なお、内部統制に依拠した監査を実施することと併せ、リスクが高い事務事業に監査資源を配分することにより監査機能の充実を図る。

- (1) 法令等に則り適正に執行されているかという正確性、合規性に加え、3E（経済性(Economy)、効率性(Efficiency)、有効性(Effectiveness))の観点を踏まえて監査を行う。また、内部統制機能（組織としてのチェック体制の整備・運用）が促進されるよう留意して監査を行う。
- (2) 収入の適実かつ厳正な確保、支出の必要かつ最少の執行が図られているかという観点から監査を行う。
- (3) 市民の視点に立って、公平で適正かつ合理的な行政運営であるかという観点から監査を行う。
- (4) 監査結果や改善措置の状況について公表する。

## 2 各種監査等の実施方針

### (1) 定期監査（地方自治法第199条第1項、第4項）

市の財務に関する事務の執行、市の経営に係る事業の管理が適正かつ合理的、効率的に行われているかどうかについて、部単位で対象を定め実施する。

なお、対象年度については、現年度も考慮しながら基本的には前年度の事務および事業を対象として実施する。

各施設への書面監査では、原則として監査委員による訪問はないが、事務局員による事前調査は実施する。

### (2) 随時監査（地方自治法第199条第2項、第5項）

定期監査と同じ範囲を対象として、必要と認めるときに実施する。

また、工事監査については、計画、設計、積算、施工等が、適正かつ合理的、効率的に行われているかについて、必要と認めるときに実施する。なお、技術的な監査を充実させるため技術調査業務を委託する。

### (3) 行政監査（地方自治法第199条第2項）

財務事務との関連性および実施の必要性を踏まえ、事務事業が法令に適合し、正確で合理的かつ効率的に行われているかについて、必要があると認めるときに実施する。

また、複数の部等を対象に共通する特定のテーマ等を選定し、必要と認めるときに実施する。

### (4) 財政援助団体等に対する監査（地方自治法第199条第7項）

補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体や公の施設を管理させている団体等に対し、必要があると認めるときまたは市長の要求があるときは、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかについて実施する。

なお、対象年度については、現年度事業も考慮しながら基本的には前年度事業を対象として実施する。

### (5) 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

会計管理者および企業管理者の保管する現金の在高および出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金出納事務が正確に行われているか検査する。

### (6) 決算審査および基金の運用状況審査ならびに健全化判断比率等審査

#### ① 決算審査（地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）

決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行または事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかについて審査する。

#### ② 基金の運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、その運用が確実かつ効率的に行われているか審査する。

③ 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項  
および第22条第1項）

健全化判断比率および資金不足比率ならびにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類の計数について、正確に計上され、かつ適正であるか審査する。

(7) その他の監査

住民の直接請求に基づく監査（地方自治法第75条）、議会の要求に基づく監査（同法第98条第2項）、市長の要求に基づく監査（同法第199条第6項）、住民監査請求に基づく監査（同法第242条）等については、その都度方針を定めて実施する。

3 監査等実施計画

別紙の「令和6年度監査等実施計画表」に基づいて実施する。ただし、諸事情により変更して執行する場合がある。

4 監査結果等の報告および公表

監査結果について議長、市長等に報告書を提出するとともに、市公報に掲載し、市ホームページに公表する。公表回数は、基本として年4回とするが、その他必要に応じて随時公表する。

5 改善措置の報告および公表

監査結果に対して措置を講じた場合は、監査委員にその旨を通知するように定められており、監査委員はこれを公表する。（地方自治法第199条第14項）

特に、勧告に基づいた措置を講じた旨の報告が行われない場合は、必要に応じて再度勧告を行う場合がある。

## 令和6年度 監査等実施計画表

月	定期監査対象部	定期監査で重点的に監査する機関			その他の監査	決算審査健全化法審査	例月出納検査
		上旬	中旬	下旬			
4	子ども未来部	(書面監査) 第三保育所、草津中央おひさまこども園、老上こども園、矢倉こども園、草津第二小学校、渋川小学校、老上小学校、山田小学校、笠縫小学校、玉川中学校、松原中学校					25日(木)
5	教育委員会						
	議会事務局			議事庶務課			
6	総合政策部	企画調整課 男女共同参画センター 人権政策課				↑ 営業計 公 企 会 ・ 一 般 特 計 ↓	27日(木)
7	環境経済部 まちづくり協働部 総務部	商工観光労政課 市民課 総務課		税務課			25日(木)
8							27日(火)
9	建設部 上下水道部	河川課 上下水道総務課 給排水課					26日(木)
10	子ども未来部		子ども・若者政策課 幼児課 幼児施設課				25日(金)
11	教育委員会		歴史文化財課 学校政策推進課 草津宿街道交流館				25日(月)
12	健康福祉部			人とくらしのサポートセンター 生活支援課 長寿いきがい課			26日(木)
1	都市計画部 会計課			都市地域戦略課 開発調整課 会計課			27日(月)
2	都市計画部 健康福祉部				財政援助団体等監査 【指定管理】 (交通政策課) (障害福祉課)		26日(水)
3							25日(火)
その他					工事監査 (上下水道施設課)		